

## 第2回調達WGにおける委員の意見及び対応

資料3-2

### 1. 共通基準

頁	行	意見内容	対応
6	21	調達コードの中に性的マイノリティのことが出てくるが、国によっては法的に禁止されているケースもあると思うので、そのような場合にどのように対応していくのか。各国の法令等と国際規範に齟齬があるケースも考え得ることから、法令を遵守しつつできるだけ国際規範を尊重するように努力するというようなことを記載してはどうか。	<p><b>「3(1)1.1 法令遵守」に文言を追加</b>            サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、適用される国内外の法令等を遵守するとともに、国際規範を尊重しなければならない。<u>国際規範と各国の法令等が相反する場合には、各国の法令等を遵守しつつ、国際規範を尊重する方法を追求するものとする。</u></p>
6	24	通報対応についての記載は重複感があって冗長なので不要ではないか。また、通報者に対する報復行為の禁止こそが重要である。	<p><b>「3(1)1.2 <u>通報者に対する報復行為の禁止適切な通報対応</u>」を修正</b>            サプライヤー等は、法令違反や差別、調達コード違反等の行為に関する通報を受け付けて対応する仕組みを整備するように努める。また、<del>サプライヤー等は通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。</del>また、サプライヤー等は、<u>かかる通報に適切に</u>を受け付けて対応するために<u>必要な体制のを整備その他の必要な措置を講じなければならない</u>ように努める。<del>サプライヤー等は、法令違反や調達コード違反等の行為の通報を受けた場合には、これを適切に処理すべきである。</del></p>
7	4	物品・サービスの製造・流通等における環境負荷の低減と、そのライフサイクルを通じたバリューチェーン全体の環境負荷の低減について記載があるが、製造・流通はバリューチェーンの一部であり、平行に記載されているのは表現としていかなものか。	<p><b>「3(2)環境」柱書を修正</b>            また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等を含む<u>ライフサイクルを通じたバリューチェーン全体</u>においても、環境負荷を低減するとともに、<u>そのライフサイクルを通じたバリューチェーン全体の環境負荷が低減される</u>ための配慮がなされるよう求めていく。</p>

## 第2回調達WGにおける委員の意見及び対応

### 1. 共通基準

頁	行	意見内容	対応
9	17	先住民の権利については、対応の部分と合致していない。国際法上の先住民の権利というときにはいろいろあるので、その内容をきちんと把握して記載を見直したほうがいい。	<b>「3(3)3.3 先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止」を修正</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、 <b>先住民及び地域住民等の権利を尊重する</b> 。事前の十分な情報提供に基づく、自由意志による合意に関する <b>先住民族の権利を尊重しするとともに、先住民及び地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等</b> を行ってはならない。
10	26	「借金を返済するために働かざるを得ない状態に陥る債務労働」という記載については、間違っていないのかもしれないが、日本でも普通の状態が債務労働というような印象を持たれかねないので表現を調整したほうがいい。	<b>「3(4)4.3 強制労働の禁止」を修正</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、 <b>借金を返済するために働かざるを得ない状態に陥る債務労働などを含ま不当な身体的又は精神的拘束による、いかなる形態の強制労働も</b> させてはならず、また、人身取引に関わってはならない。
		「債務労働」という言葉は、英語で言うと「bonded labor」であって、例えば仕組みとしていくら借金を減らしても返済できないような状況になっているものということになっている。それは強制労働と見なされる一つの要素であり、表現を変えないと誤解を招いてしまう。 「債務労働」のような新たに定義の必要な言葉を用いずに簡潔な記載としたほうがいいのではないか。	

## 第2回調達WGにおける委員の意見及び対応

### 1. 共通基準

頁	行	意見内容	対応
11	21	強制労働のところで「外国人労働者から仲介手数料を徴収していないか」と記載されているが、外国人だけではなく、外国人でない移住労働者にも係るのではないかと思うので、移住労働者も含めた表現にすべき。	<b>「3(4)4.9 外国人・移住労働者」を修正</b> (前略) また、サプライヤー等は、外国人・ <u>移住</u> 労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人・ <u>移住</u> 労働者から仲介手数料を徴収していないか、外国人・ <u>移住</u> 労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人・ <u>移住</u> 労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある関係機関との連携にも取り組むべきである。
12	2	3.8として新しく「就職困難層の雇用の促進」が追加されたが、分類としては(3)人権よりも(4)労働又は(5)経済の方が適切ではないか。	<b>「3(3)3.8 就職困難者の雇用の促進」を「(3)人権」から「(4)労働」に移動</b> <u>4.11 就職困難者の雇用の促進</u> <u>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、生活困窮者やひとり親といった就職困難者の雇用の促進に配慮すべきである。</u>
14	8	持続可能性リスクのところは、企業・ビジネスに対してではなく、環境や社会に対するものというところを明確に記載したほうがいいという意見に対応して修正されたものであるが、事業・サプライチェーンと環境・人権などの持続可能性の、どちらのどちらに対する負の影響なのかがストレートに伝わってこないところがあるので、文言をもう少し練ったほうがいい。	<b>「5(3) 調達コードの遵守体制整備」を修正</b> サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、博覧会協会との間の契約締結の前後を通じて、自らの事業及びサプライチェーンの <u>が</u> 環境・人権などの持続可能性に <u>対する与える</u> 負の影響(持続可能性リスク)を適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて対策を講じ、調達コードを遵守するための体制を整備すべきである。

## 第2回調達WGにおける委員の意見及び対応

### 2. 個別基準

頁	行	意見内容	対応
18	27	<p>森林転換は法的に認められたものがあることやPEFC認証においても正当な状況下においては認められるものがあることは理解するが、だから認めるというのは、法律や認証制度を全て認めるという前提がありきのように読めてしまうところがあまり好ましくない。実行可能性の観点から、すごく難しいというわけでもなく、すごくコストが莫大に上がるというわけでもないのだとすると、踏み込んで厳しめのアプローチとしてもいいのではないか。</p>	<p><b>「別添(1)木材2.③」文中の「原則として」を削除</b>            ③伐採に当たって、生態系が保全され、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されており、また、<b>原則として</b>森林の農地等への転換に由来するものでないこと。</p>
		<p>森林転換に関しては、業界に対する大きな方向性や国際社会のグローバルスタンダードと同じ方向を向いたようなメッセージを出せるといい。</p>	
		<p>森林転換の件については、認証材については「原則認める」と記載している。もちろん認証材であるということは、持続可能性が高いという一定のチェックがなされているという考慮への要素にはなると思うが、絶対的に認めるかのような記載は避けたほうがいい。</p>	

## 第2回調達WGにおける委員の意見及び対応

### 2. 個別基準

頁	行	意見内容	対応
20	19	<p>森林転換は法的に認められたものがあることやPEFC認証においても正当な状況下においては認められるものがあることは理解するが、だから認めるというのは、法律や認証制度を全て認めるという前提がありきのように読めてしまうところがあまり好ましくない。実行可能性の観点から、すごく難しいというわけでもなく、すごくコストが莫大に上がるというわけでもないのだとすると、踏み込んで厳しめのアプローチとしてもいいのではないか。</p>	<p><b>「別添(1)木材 別紙(2)③」文中の「原則として」を削除</b>            ③：当該木材が生産される森林について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林がある地域についてはその保全のための措置が講じられていること及び<b>原則として</b>農地等に転換されるものでないことを確認する。</p>
		<p>森林転換に関しては、業界に対する大きな方向性や国際社会のグローバルスタンダードと同じ方向を向いたようなメッセージを出せるといい。</p>	
		<p>森林転換の件については、認証材については「原則認める」と記載している。もちろん認証材であるということは、持続可能性が高いという一定のチェックがなされているという考慮への要素にはなると思うが、絶対的に認めるかのような記載は避けたほうがいい。</p>	

## 第2回調達WGにおける委員の意見及び対応

### 2. 個別基準

頁	行	意見内容	対応
22	29	<p>森林転換は法的に認められたものがあることやPEFC認証においても正当な状況下においては認められるものがあることは理解するが、だから認めるというのは、法律や認証制度を全て認めるという前提がありきのように読めてしまうところがあまり好ましくない。実行可能性の観点から、すごく難しいというわけでもなく、すごくコストが莫大に上がるというわけでもないのだとすると、踏み込んで厳しめのアプローチとしてもいいのではないか。</p>	<p><b>「別添(2)紙2.(2)③」文中の「原則として」を削除</b>            ③伐採・採取に当たって、生態系が保全され、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されており、また、<b>原則として</b>森林の農地等への転換に由来するものでないこと。</p>
		<p>森林転換に関しては、業界に対する大きな方向性や国際社会のグローバルスタンダードと同じ方向を向いたようなメッセージを出せるといい。</p>	
		<p>森林転換の件については、認証材については「原則認める」と記載している。もちろん認証材であるということは、持続可能性が高いという一定のチェックがなされているという考慮への要素にはなると思うが、絶対的に認めるかのような記載は避けたほうがいい。</p>	

## 第2回調達WGにおける委員の意見及び対応

### 2. 個別基準

頁	行	意見内容	対応
24	14	森林転換は法的に認められたものがあることやPEFC認証においても正当な状況下においては認められるものがあることは理解するが、だから認めるというのは、法律や認証制度を全て認めるという前提がありきのように読めてしまうところがあまり好ましくない。実行可能性の観点から、すごく難しいというわけでもなく、すごくコストが莫大に上がるというわけでもないのだとすると、踏み込んで厳しめのアプローチとしてもいいのではないか。	<b>「別添(2)紙 別紙③」文中の「原則として」を削除</b> ③：当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていること及び <b>原則として</b> 農地等に転換されるものでないことを確認する。
		森林転換に関しては、業界に対する大きな方向性や国際社会のグローバルスタンダードと同じ方向を向いたようなメッセージを出せるといい。	
		森林転換の件については、認証材については「原則認める」と記載している。もちろん認証材であるということは、持続可能性が高いという一定のチェックがなされているという考慮への要素にはなると思うが、絶対的に認めるかのような記載は避けたほうがいい。	

## 第2回調達WGにおける今後の課題に関する委員の意見

- ・東京2020大会からの間でも、環境への意識の高まりなど、急速に変化しているところもあるので、引き続き社会の変化に柔軟に対応しながら、調達コードをまとめてもらいたい。
- ・今後に向けて、大阪・関西万博の後にどうするかという視点が大事。東京2020大会のときには調達物品の99%リユース・リサイクルという目標を掲げて達成したが、そのような目標を設定するのか、検討することも必要ではないか。
- ・調達コードは様々な方々から意見をもらって網羅的な内容になったが、マテリアリティを特定して、博覧会協会としてどこにフォーカスがあるのかというところを共有することで、より効果的な遵守が可能となるのではないか。
- ・どういう視点に気を付けながら調達コードを遵守していくのかというところについて、中小企業やリソースの少ない方々に向けた解説があると非常に効果的ではないか。また、そのような解説ができると、今後、国や地方公共団体の公共調達でこのようなコードが使われていくにあたってのレガシーにもつながっていくのではないか。
- ・グッドプラクティスの情報発信については、万博前後に番組をするとか、SDGsのグッドプラクティスを発信するパビリオンを作って来場者にも見てもらうとか、そのような動きを作っていくとわかりやすくいい。
- ・労働や人権の分野など様々な要求事項があるので、NGOの方々から個別にでも話を聞く機会をもう少し設けることがステークホルダーエンゲージメントにつながるのではないか。
- ・苦情処理の体制・体系について、受付処理・説明・公表など、どのような考え方で整理をするのか、専門家の関与のあり方をどのように想定するのかなど、もう少し詰めなければいけないのではないか。
- ・グリーンバンス・メカニズムについては、サプライヤー側から見たときに何が求められるのかということをより明確にしていくといいのではないか。
- ・通報窓口に関しては、東京2020大会のときは窓口が東京都と組織委員会の両方にあったが、今回は一つにまとめて社会から活用してもらいやすい形になればいい。

## 第2回調達WGにおける今後の課題に関する委員の意見

- ・個別基準の主体が変わって少しわかりにくくなった部分があり、使う側にもわかりやすい説明をするなどの工夫は検討してもらいたい。
- ・国産材の優先に関しては、明確に記載することは難しいということである。ケースバイケースであるが、温室効果ガスの排出量の問題など、評価できる場合にはしっかり使うということがわかりやすく伝わるようにしてもらえるとありがたい。
- ・国産材が全て良いかという点、温室効果ガスの排出量の問題もそんなに単純でもないし、用途によっては国産材が利用できないものもあると思うので、全て外来材を排除するということではないと思うが、国産材をある程度積極的に使っていくというのは、一つの方向性として持続可能性の観点からあり得ると思うので、推奨度を上げるような工夫ができないかを感じる。
- ・木材のトレーサビリティについては、可能であれば情報開示みたいなことを積極的にやって、このパビリオンではどこの木材が使われているといったことまでできると、レガシーという観点からすばらしいものになるのではないかと思うので、そのような方向性も検討してもらいたい。
- ・今後、食に関して個別基準を入れることは大変重要。東京2020大会のときには、農業者の皆さんが、環境だけではなく、持続可能性ということに関心が高まったという変化があった。
- ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョンに関して、今後、個別物品のルールの中に使い捨て型のプラスチックに関するものなどを入れてはどうか。
- ・プラスチックの問題については、バイオマスプラスチックや代替素材だけではなく、使い捨て型のプラスチックの使用の合理化など、しっかりと検討をしていくことが大事。